

7 いじめ防止基本方針

(高松市立下笠居中学校 令和5年4月1日改訂)

本方針は、いじめ防止対策推進法（H. 25. 9. 28 施行）第13条により、下笠居中学校のすべての生徒が、安心して充実した楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめ防止を目的に策定するものである。なお、「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

1 基本姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

具体的な態様は、以下のようなものである。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- なかまはずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、無理やりさせられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされたり、無理やりさせられたりする等

2 校内組織

校長、教頭、学年主任、生徒指導主事、養護教諭からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織を設置する。ただし、必要に応じて、該当担任やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等関係者も参加する。

3 未然防止、早期発見、早期対応

(1) 未然防止

- 学校生活の基本は、授業である。「授業は命」とスローガンを掲げ、わかる授業づくりを進め、基礎学力の定着やすべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- いじめは、「人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」という生徒の意識の高揚を図るために、人権教育や道徳教育の充実を図る。また、正しい判断や正しい行動をとれるよう、特別活動や総合的な学習の時間を計画的に利用して、いじめをしない、させない、許さないという土壌づくりに取り組む。
- 全校や学年団での活動、学級や部活動、生徒会や地域等の活動で、同級生だけでなく、先輩や後輩、大人との関わりを通して、「なかまづくり」「居場所づくり」「絆づくり」を意図的に進める。
- 全国で気になるいじめ問題の事案や、地区内で起こった事案を精査しながら、いじめの具体例やその対応を生徒に知らせる。

(2) 早期発見

- 生徒の些細な気になる変化に気づくために、登下校時や休み時間、放課後等の生徒の様子を観察したり、生活ノートの内容や書き方の変化を見逃さないようにしたりする。
- 定期的に行う「いじめアンケート調査」の結果や教育相談での話、保健室情報をもとに、気になることが本人や周りの生徒にあった時には、その状況に応じて声かけを行い、情報を収集しながら、その時の反応やその後の様子を観察する。
- 気になる生徒の動きを情報交換し、担任や学年団の教員だけでなく、できるだけ多くの教員がその情報を共有し、大勢の目で当該生徒を見守る。
- 本校に配置されているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーだけでなく、公的機関の相談電話等の窓口を紹介し、教員や保護者に相談できないことも相談できる選択肢を周知する。
- いじめではないかとの疑いを持って、積極的にいじめを認知するよう努める。

(3) 早期対応

- 特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。組織として適切に役割分担を行い、情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- 家庭との連携を密にして、起こった事実や今後の学校側の取り組みについて、個人情報も考慮しながらも、正確に伝える。また、被害生徒および加害生徒の家庭での変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談してもらえるようにする。
- 登校後や休み時間、授業中も含めて、校内巡視を強化し、あらゆる場所と時間に、教師がいじめは絶対に許さないという姿勢を見せる。
- 全校集会や学年団集会、学級や部活動単位で、いじめ問題を取り上げ、観衆・傍観者の立場にいる生徒にも、いじているのと同様であることやその場面での対処の仕方を指導するとともに、何もできなかったことを悔いている者への心のケアも行う。
- ネット上のいじめに関しては、関係生徒からの聞き取り調査を行い、今以上に拡散しないように対処する。書き込みの削除等に関しては、法務局や警察等外部の専門機関に援助を求める。また、情報モラル教育を生徒だけでなく、教職員や保護者にも必要な知識・能力として学習する機会を設ける。

4 関係機関との連携

学校だけで解決が困難と予想される時や、生命・心身または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、高松市教育委員会への報告や相談はもとより、警察や福祉関係者、弁護士等と積極的に連携して対応する。いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談・通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察と連携した対応を取る。

5 学校評価の実施

いじめ問題への取り組み等について自己評価を行い、学校評価と合わせ、その結果を公表する。また、その結果を踏まえて、取り組み等が適切に行われたか否かを検証し、取り組み内容や方法の見直しを行う。

6 その他

この基本方針は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

運用は、平成26年4月1日からとする。

令和2年4月1日から改訂実施する。

令和5年4月1日から改訂実施する。